

Ⅶ 藤女子大学クラブ連合規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本連合は、藤女子大学クラブ連合（以下「連合」という。）と称する。
- 第 2 条 本連合は、藤女子大学に置く。
- 第 3 条 本連合は、藤女子大学のクラブ員をもって構成される。
- 第 4 条 本連合は、クラブ間の交流をはかり各クラブの自主的・民主的活動の発展の為に尽くすことを目的とする。

第 2 章 クラブ連合委員会

- 第 5 条 連合における最高の決議機関としてクラブ連合委員会を置く。
- 第 6 条 クラブ連合委員会はクラブおよび同好会の部長をもって構成される。
- 第 7 条 クラブ連合委員会は、委員長 1 名、監査 1 名をおく。
- 第 8 条 クラブ連合委員長は、学生会執行部会長が、各クラブの代表者の中から任命する。
- 第 9 条 クラブ連合委員長は、学生会の代議委員会で承認された年度予算を各クラブに配布する。
- 第 10 条 クラブ連合委員長の職務は、第三者へ依頼しそれを委託することはできない。
- 第 11 条 クラブ連合委員長は、クラブ連合委員の中から監査を指名する。
- 第 12 条 クラブ連合委員長から指名された監査は、年度予算が適切に配布されたか、決算報告に虚偽が無いかを監査する。
- 第 13 条 クラブ連合委員長および監査役の任期は 1 年とする。
- 第 14 条 クラブ連合委員会は、クラブ総数の 3 分の 2 以上の出席で成立し、過半数で決議する。
- 第 15 条 クラブ連合委員会は、次の各項に該当する場合に委員長が召集しなければならない。
1. クラブ承認、年度予算（案）、その他本連合運営に必要な場合。
 2. クラブ連合委員の 3 分の 1 以上からの要請があった場合。
 3. クラブ連合委員長が必要と認めた場合。
- 第 16 条 クラブ連合委員会の予算案は連合で審議し、学生会の代議委員会に申請する。

第 3 章 ク ラ ブ

- 第 17 条 クラブは、本連合が公式に活動を認め、クラブ連合の下に管理されるものとする。
- 第 18 条 原則 4 年生はクラブの部長になることはできない。
- 第 19 条 クラブには、藤女子大学の教職員の顧問を置く。
- 第 20 条 各クラブは、年度初めにクラブ活動届（活動状況報告、部員名簿、予算要求、活動報告・計画、学外者名簿）を提出しなければならない。
- 第 21 条 部長が交代した場合はすみやかに、学生会執行部および学生課に届出を行い、また連絡先が変わった際も同様とする。
- 第 22 条 同好会からクラブに昇格を希望する場合は、4 月 1 日から年度初めのクラブ連合会議開催日までに学生会執行部に申請する。
- 第 23 条 クラブに昇格する条件は、所属人員数が 10 人以上で、概ね 1 年以上の著しい活動をした場合とする。
- 第 24 条 クラブの昇格、降格は、年度初めのクラブ連合委員会にて審議し決定する。
- 第 25 条 クラブの降格は、4 月末を経過した時点で所属人員数が 10 人未満になった場合、1 年間は活動を認めるが、1 年経過後も 10 人未満であった場合、同好会へと降格する。
- 第 26 条 休部、降格となったクラブはすみやかに部室を明け渡し、支給されているクラブ予算の残金は清算し、学生会執行部に返納すること。
- 第 27 条 その他、次の各項に該当する場合、学生会執行部とクラブ連合委員会で協議の上、公認取り消し、活動停止の措置をとる場合がある。
1. 4 月 30 日を経過した時点で、クラブ活動届が未提出、または虚偽の報告をした場合。
 2. クラブ予算の不正使用が発覚した場合。
 3. その他、他のクラブ等に著しく悪影響を与える行為、またはクラブとして好ましくない活動等をした場合で、改善の見込みがない場合。
- 第 28 条 所属するクラブを廃止する場合、部長は学生会執行部および学生課まで届け出をする。

第 4 章 同 好 会

- 第 29 条 同好会とは、学生会執行部および連合が承認し、藤女子大学公認の会としてクラブ連合の管理下で活動を認めたものとする。

- 第 30 条 同好会を発足する場合は、事前に学生会執行部および学生課に相談の上、所定の「同好会設立申請書」を提出し、学生会執行部の承認を得なければならない。
- 第 31 条 同好会の発足は原則 5 名以上の部員を必要とする。但し、大会参加などのために大学の公認が必要な場合は、この限りではない。
- 第 32 条 原則 4 年生は同好会の部長になることはできない。
- 第 33 条 同好会には、藤女子大学の教職員の顧問を置く。
- 第 34 条 各同好会は、年度初めにクラブ活動届（活動状況報告、部員名簿、活動報告・計画、学外者名簿）を提出しなければならない。
- 第 35 条 部長が交代した場合はすみやかに、学生会執行部および学生課に届出を行い、また連絡先が変わった際も同様とする。
- 第 36 条 同好会を休止または廃止する場合は、学生会執行部および学生課に届出をする。
- 第 37 条 同好会の活動が、4 月 30 日を経過した時点で確認できない場合（活動届未提出等）には、自動的に廃止とする。
- 第 38 条 同好会に予算と部室は支給しない。

附 則

本規約は、平成 14 年 1 月 1 日より施行とする。

附 則

本規約は、平成 18 年 4 月 1 日より施行とする。

附 則

本規約は、2010 年 4 月 1 日より施行とする。